

渤海小考 その2

—女帝と交流の礎石—

森田 豊

《Summary》

**Empresses and the basement for Friendship
A Treatise on Bohai II.**

Yutaka Morita*

The days from the foundation of Bohai by Da Zuo Rong to the first delegation to Japan in Sho-Mu era were the reign of empresses, viz. Ji-Tou, Gen-Myou, and Gen-Shou, in Japan.

The innovations of the political institutions and many achievements for the establishment of a modernized state were accomplished by the efforts of those empresses in their eras. The stable political situation as a result of the settlement of the state-form enabled the beginning of the cultural interchange with the neighboring nations. The paper tries to have a brief look in at the eras of the empresses.

* 城西大学教授・研究員

文武天皇二年（698）、大陸にあっては大祚榮が（のちの渤海国・高王）振（震）国を建国した。文武天皇（天之真宗豊祖父天皇、慶雲4年（707）十一月丙午の諡名では倭根子豊祖父天皇を送られる）は天武天皇（天淳中原瀛真人天皇）の孫で、草壁皇子（日並知皇子尊・宝字二年（658）に勅があって天皇の号を追贈し岡宮御宇天皇と称した）の第二子である。母は天智天皇（天命開別天皇）の第四女で幼名阿閉皇女と呼ばれ、のち慶雲四年（707）秋七月壬子（17日）即位し日本根子天津御代豊国成姫天皇、第五代目の女帝元明天皇となった本項の主人公の一人である。祖母は宗我嬪といい、蘇我山田石川麻呂大臣の娘である（直木孝次郎他訳注・続日本紀・東洋文庫・平凡社刊（1986）の宗我嬪の注では、遠智娘のこと。紀の天智七年（668）二月条に四嬪を納るとし、そのはじめに遠智娘を挙げるとしている。この注は紀卷三十・持統天皇の条の、持統天皇・高天原広野姫天皇は幼名鸕野讚良皇女といい天智天皇の第二女であり母を遠智娘またの名美濃津子娘というというのと相一しない。阿閉皇女の母は姪娘とされ、姪娘は遠智娘の妹にあたる。本考は「続日本紀」東洋文庫並びに日本書紀・全現代語訳・宇治谷孟、講談社学術文庫を主たる資料としているが、若干の異説については時に応じてその資料を示すこととする）。文武天皇の御代は、日本書紀の記述の終りとともに終わっている持統天皇・第四代女帝から持統天皇十一月八日（697）に皇太子から譲位され天皇となったことに始まる続日本紀の世界に移る時代である。

「旧唐書渤海靺鞨伝」（井上秀雄他訳注）東アジア民族史・正史東夷伝—東洋文庫—平凡社刊）によると一渤海靺鞨の〔建国者〕大祚榮は、もと高句麗の別種である。高句麗が既に滅亡（668）してしまったので、大祚榮は一族を率いて営州（遼寧省朝陽市）へ移り住んだ。〔周の〕万歳通天年（696）に契丹の李尽忠（？—696）が謀反を起した。〔大〕祚榮と靺鞨の乞四比羽の二人は、亡命者たちを引き率れて急拠東方に逃れ、要害の地を確保し、その守りを固めた。〔李〕尽忠が死ぬと、則天〔武后〕（690～705在位）は、右玉鈴衛大將軍李楷固に命令を下し、兵を出してその余党を討たせた。まずはじめに乞四比羽を攻撃して斬り、次に天門嶺を越えて〔大〕祚榮に迫った。〔大〕祚榮は高〔句〕麗と靺鞨の兵を合わせて〔李〕楷固に備えた。〔楷固〕の軍隊は大敗し、〔かろうじて〕楷固自身が脱出し、引き返す〔ことができた〕。そのうえ、契丹と奚はことごとく突厥に降伏して従い、また道路は阻しく行く手を遮断して〔いたため〕、則天〔武后〕はこれ以上討手を向けることはできなかった。そこで大祚榮はついにその民を東方へ引き連れていき、桂婁〔部〕の故地を守備した。〔そして〕東牟山を根拠地と定め、そこに城を築いて住みついた。大祚榮は屈強で戦に強く、靺鞨の衆や高〔句〕麗の遺民たちは、しだいに彼に服従していっ

た。聖暦年間（698～700）に〔大祚榮〕は自立し、振国王になった。〔大〕祚榮は使者を遣はして突厥と交渉をもった。振国の都、東牟山は營州の東方二千里の所にあり、南は新羅と境を接し、〔西は〕越喜靺鞨〔と境を接し〕、東北は黒水靺鞨に至っている。〔振〕国の面積は二千里四方で遍戸は十余万である。強兵の数は数万人である。風俗は高〔句〕麗や契丹と同じで、文章をよく書き、書籍類が非常に豊富である—との記述で渤海の歴史の始まりが示されている。この渤海と交渉を持った時の唐の皇帝は、中国第一代の女帝、その後例を見ない則天武后であった。則天武后の時代に日本から中断されていた遣唐使が、この文武天皇の大宝元年（701）正月丁酉（23日）に任命され、五月己卯（7日）節刀の授与を受け出立したものが、慶雲元年（704）秋七月甲申朔帰国し武后との出会いを伝えたことが記録されている。曰く、「丁酉（二十三日）民部尚書で直大武の粟田朝臣真人を遣唐執節使に任命した。左大弁で直広参の高橋朝臣笠間を〔遣唐〕大使とし、右兵衛率で直広参の坂合部宿禰大分を副使とし、参河守で務大肆の許勢朝臣を大位とし、刑部判事で進大壺の鴨朝臣吉備麻呂を中位とし、山代国相楽郡の郡令で追広肆の掃守宿禰阿賀流を小位とし、進大参の錦部連道麻呂を大録とし、進大参の白猪史阿麻留、無位の山於億良を少録とした。」このときの少録の億良こそ万葉歌人の山上憶良である。その慶雲元年秋七月甲申朔の条に「正四位下の粟田朝臣真人が唐国から〔太宰府に〕帰って来た。初め〔真人らが〕唐国に着いたとき、人がやって来て、どこの使人かとたづねた。〔そこで〕日本国の使者であると答え、逆にここは何州の管内かと質問した所〔相手は〕ここは大周の楚州の塩城県の地であると答えた。〔真人らが〕さらに従来は大唐であったのに、いまは大周という。どういうことで国号を改称したのかと質問すると、〔相手は〕永淳二年（683）に天皇太帝（唐の高宗）が崩御し、皇太后である高宗の後（則天武后）が天子の位に登って称号を聖神皇帝といい、国号も大周と改めたと答えた。問答がほぼ終って、唐人が我が使者に云うには、海の東に大倭国があり、その国は君子国ともいい人民は豊かで楽しんでおり、礼儀もよく行はれているとしばしば聞いてきた。いま使者をみると、身じまいが大変浄らかである。いままでの伝聞を信じないわけにはいかないと云い終って唐人は去って行った。」とある。その年冬十月辛酉（九日）に粟田朝臣たちが天皇に帰国の挨拶をしたが、十一月丙申（十四日）にこの粟田朝臣真人は遠く離れた異国に使いしたとして大倭（大和）国の田地二十町と米一千石が与えられたと記されている。

この粟田朝臣真人の名を「新唐書日本伝」に確かめることが出来る。即ち「則天武后の周の長安元年（701）、日本では王の文武が立って天皇となり、改元して大宝と称した。粟田朝臣真人を遣わして土地の産物を献上した。朝臣真人の官職は、ちょうど唐の尚書のよ

うなものである。彼は進徳冠をかぶっており、その項には華藹をかたどったものを四方にわけてつけている。紫色の袍を来て、帛の帯をしている。真人は学問を好み、文章をつくるのに精通し、立居振舞には威儀がある。則天武后は彼を麟徳殿に招宴し、司膳卿の官職を授け、日本に還した。」と。慶雲二年（705）八月戊午（十一日）真人は従三位を授けられ、使の下役たちもそれぞれ地位に応じて位があげられ、物を与えられたのである。その後四年（707）三月庚子（二日）遣唐副使で従五位下の巨勢朝臣邑治らが唐国から帰ってきたとある。更に下って養老二年（718）十二月甲戌（十五日）に大使・従五位上の坂合部宿禰大分が、霊亀二年（716）八月癸亥（二十日）従四位下の多治比真人県守を遣唐押使とする遣唐使の帰国に随行して帰朝したとある。翌養老三年（719）には、巨勢朝臣邑治と多治比真人県守ともに正四位下に正月壬寅（十三日）をもって昇任したのであるが、翌二月甲子（五日）に則天武后と会った大使・正三位に昇任していた粟田朝臣真人は此の世を去ったと記されている。霊亀、養老年間の治世は、日本根子高麗浄足姫天皇・元正天皇の代であり、諱は氷高といわれた元明天皇と草壁皇子の娘、文武天皇の姉である本考の第三の主人公の代であった。文武天皇を挟んで三人の女帝の君臨した後にこの代を治めたのが聖武天皇であり、この聖武天皇の神亀四年（727）九月庚寅（二十一日）に初めての渤海からの使者が来日することとなるのであった。

持統天皇は、天武天皇二年（673）二月二十七日に天武即位の式を飛鳥浄御原宮で挙げた際、正妃から皇后となった。紀によると、「后は草壁皇子（文武・元正両天皇の父）を生まれた。これよりさき皇后の姉大田皇女を召して妃とされ、大来皇女と大津皇子を生まれた。次の妃大江皇女（天智天皇の女）は、長皇子と弓削皇子とを生まれた。次の妃、新田部皇女は舎人皇子（この舎人親王が「日本書紀編纂の責任者である）を産まれた。また婦人の藤原大臣の女氷上娘は但馬皇女を、次の婦人氷上娘の妹の五百重娘は新田部皇子を産まれた。次の婦人の蘇我赤兄大臣の女太蕤娘は一男二女、第一を穂積皇子、第二を紀皇女、第三を田形皇女というを生んだ。天皇は初め鏡王の女、額田姫王を召して十市皇女（大友皇子の室となった）を生まれた。次に胸形君徳善の女尼子娘を召して高市皇子を生まれた。次に穴人臣大麻呂の女檜媛娘は二男二女を、第一を忍壁皇子、第二を磯城皇子、第三を泊瀬部皇女、第四を託基皇女という」と天武大家族が紹介されている中の頂点に立つ存在であったのである。この天武家族を先の天皇天智家族と比較して見ると、紀天智天皇七年二月二十三日の条にその対象記事が見られる。「古人大兄皇子の女、倭姫王を立てて皇后とした。全部で四人の嬪をもたれた。蘇我山田石川麻呂大臣の女、遠智娘が一男二女、第一を大田皇女、第二を鸕野皇女（持統天皇である）といい、天下を治められるよう

になったときは飛鳥浄御原宮においでになったが後に宮を藤原に移された。そして第三を建皇子といい言葉が不自由であった—このことは、ある本には遠智娘は一男二女を生み、第一を建皇子、第二を大田皇女、第三を鶴野皇女とするものとまた、佐賀山田石川麻呂大臣の娘を茅渟娘といい、大田皇女と娑羅羅皇女を生んだとする本もあるとしている—。次に遠智娘の妹があり姪娘という。御名部皇女と阿陪皇女（後の元明天皇で本考の第二の主人公である）を生んだ。阿陪皇女は天下を治められるようになったときは藤原宮においでになった。後に都を奈良に移された。次は阿部倉梯麻呂大臣の女があり、橘娘といった。飛鳥皇女と新田部皇女（天武天皇の妃となった）とを生んだ。次に蘇我赤兄大臣の女があり、常陸娘といった。山辺皇女を生んだ。また後宮の女官で男女の子を生んだ者は四人あった。忍海造小竜の女があり、色夫古娘といった。一男二女を生んだ。その第一を大江皇女といい、第二を川島皇子、第三を泉皇女といった。また栗隈首徳万の女があり、黒媛娘といい、水主皇女を生んだ。また越の道君伊羅都売が施基皇子を生んだ。また伊賀采女宅子娘があり伊賀皇子、後の大友皇子を生んだ」とある。天智家族の構成はある事件の結果による産物でありまたそれは天武家族の構成に大きく影響を与えるとともにこの国の形を変えたかも知れないものであったのである。そのことが紀の皇極天皇三年の条に記されている。「三年春一月一日、中臣鎌子連を神祇伯に任ぜられたが、再三辞退してお受けしなかった。病と称して退去して摂津の三島に住んだ。このころ軽皇子（のちの孝徳天皇）も脚の病で参朝されなかった。中臣鎌足は以前から軽皇子と親しかった。軽皇子は鎌子連の資性が高潔で、容姿に犯しがたい気品のあることを知って、もと寵妃の阿陪氏の女に命じて、別殿をはらい清めさせ、寝具を新たにしてお懇切に給仕させ鄭重におもてなしになった。中臣鎌子連は知遇に感激して舎人に語り、このような恩沢を賜わることは思いもかけぬことである。皇子が天下の王とおなりになることを誰もばむ者はないだろうといった。舎人は語られたことを皇子に申し上げた。皇子は大いに喜ばれた。中臣鎌子連は人となりか忠正で、世を正し救おうという心があった。それで蘇我入鹿が君臣長幼の序をわきまえず、国家をかすめようとする企てを抱いていることを憤り、つぎつぎと王家の人々に接触して企てを成しとげる明主を求めた。そして心を中大兄に寄せたが、離れていて近づき難く、自分の心底を打ち明けることができなかった。たまたま、中大兄が法興寺の槻の木の下で蹴鞠の催しをされたときの仲間に加わって、中大兄の皮鞋が蹴られた鞠と一緒にぬけ落ちたのを拾って、両手に捧げ進み、跪いて恭しくたてまつった。中大兄もこれに対して跪き、恭しくうけとられた。これから親しみ合われ、一緒に心中を明かし合っかくすところかなかった。後、他の人が二人のつき合いの盛んであるのを疑うことを恐れて、共に書物を

持って南淵請安の所に、自ら儒教を学ぶことにした。——この南淵請安は、推古天皇十六年、裴世清を送るために随行の小野妹子（大礼蘇因高）の二度目の遣唐大使の一行に随伴して派遣された八人の選ばれた人々、学生倭漢直福因、奈羅訳語恵明、高向漢人玄理、新漢人大圀、学問僧新漢人日文、志賀漢人慧隠、新漢人広濟それにこの南淵漢人請安のうち一人である——。往復の路上で肩を並べてひそかに図りごとをしたが、二人の考えはことごとく一致した。」このことが往時の歴史教科書に大化の改新の基を作ったエピソードとして収載され紹介されたものであるが、本考ではこれを第一とせず次に挙げるエピソードをとりたく思う。「中臣鎌子連が、大事を謀るには助力者があるがよろしい。蘇我倉山田麻呂の長女を召して妃とし、婿と舅の関係をむすんで、後で事情を明かして共に事を計ろう。成功の道はこれより近いものはないと云ったことにより中大兄その考えに従った。中臣鎌子連は倉山田麻呂のもとに自ら出向き、仲人の役をまとめ終った。ところが、その長女は契りの出来た夜、一族の身狭臣なる者に盗まれてしまうのである。このため倉山田臣は憂え恐縮し、うなだれてなすすべを失っていた所、次女の遠智娘が父の顔色を怪しみ、その理由をたずねた。父のそのわけを述べると、遠智娘は、その心配はない。私が身代りになっても間に合うのではないかと気丈な所を示したので次女の言う所に従い事を運び後その少女の成長に伴い妃となった」というエピソードである。このエピソードにはまだ続きがある。即ち紀の孝徳天皇五年三月の条に「二十四日、蘇我臣日向が右大臣蘇我倉山田麻呂を皇太子にざん言し、私の異母兄麻呂は、皇太子が海辺においでになっている時をねらって、害うことを企んでおります。背くことは遠くないでしょうと云ったとされる。中大兄はそれを信用した。天皇は大伴泊連、三国麻呂公、穂積嚙臣を蘇我倉山田麻呂のもとに遣わして謀反のことの虚実を正さしめた。その際大臣はその返事は直接天皇に面前で申し上げると答えた。が、天皇は再度、三国麻呂、穂積嚙臣を遣して審かな答えを要求されたが、大臣の答えは同じであった。天皇は兵を遣わして大臣の家を包囲させようとした。大臣は二人の子、法師と赤猪をつれて、茅渟の道から逃れて、大和の国の境に行った。大臣の長子の興志は、これより先大和にあつて、山田寺を造っていた。突然父大臣が逃げて来るということを聞いて、今来（高市郡）の大概の木の下に迎えて、先に立って寺に入った。興志は父大臣に、私が先に立って襲撃軍を防ぎましょう。だが父は許さずであったが、興志は内心小墾田宮を焼こうと考え、兵士までも集めた。二十五日、父大臣が興志に、お前は命が惜しいかと尋ねた。興志は答えて、命は惜しくないと言った。父大臣は、そこで山田寺の衆僧及び興志外数十人の人々に向い云った。人の臣たちは、どうして君に逆うことを企て、父に孝を失すべきであろうか。およそこの寺はもともと自分の為に作っ

たものではない。天皇のために祈ることに造ったものである。今自分自身は日向にざん言されて、無謀に誅されようとしている。だが、せめてもの願いは、黄泉国に行っても忠を忘れないことである。この寺にやって来たのは、安らかに終りの時を迎えようと思ったまでであると云い終ると金堂の戸を開き誓いをたてて、私は世々の末まで決してわが君を恨みませんといい、自ら首をくくって死んで逝った。彼の死に殉ずる者八人であった。大伴狛連と蘇我日向臣らが黒山に来たとき、土師連身、采女臣使主麻呂が山田寺から馳り来て蘇我大臣はすでに三男一女と共に首をくくって死去したと報告した。二十六日山田大臣の妻子や従者で殉死するものが多くあったが、穂積臣嚙は大臣の一党の田口臣筑紫らを拉致し、首かせをかけ後ろ手に縛り引き廻しをした。その夜、木臣麻呂、蘇我臣日向、穂積臣嚙は兵を率いて山田寺を囲み、物部二囷造塩をして大臣の死体の首を斬らせた。三十日に至り山田大臣に連座して殺された者の数は十四人、その外絞首された者九人、流された者十五人に及んだ。大臣の資財を没収したが、その中のすぐれた書物には、皇太子の書、重宝の上には皇太子の物と記して保存されており、これを報告した使者の知らせで、皇太子は大臣の心の貞潔なことを知らされ深く後悔し悲しみ嘆くこと止まなかったとされる。日向臣は筑紫率に命ぜられた。世間はこれは隠流と噂したと伝えられる。このとき、皇太子の妃蘇我造媛（遠智娘である）は、父が塩に斬られたと聞き、心を傷つけられ悲しみもだえ、塩の名を聞くことをにくみ死んで逝った。残された子の一人が後の持統天皇である。」この事件が、日本のそれからを大きく変える持統天皇の出現を見る因をなすと筆者も考えるのである。朱鳥元年（686）九月九日天武天皇が崩御、皇后は即位の式をあげることも出来ずに政務をとることとなる。冬十月二日、皇子大津の謀叛が発覚したとして、皇子とともに直広肆八口朝臣音櫃、小山下壱岐連博徳、大舍人中臣朝臣臣麻呂、巨勢朝臣多益須、新羅の沙門行心、帳内礪杵道作外三十余人が捕えられるに至る。三日、皇子大津に詔語田の舎で死を賜ったのであるが、時に年二十四才、妃の山辺皇女（常陸娘の娘）は髪を乱してはだしで走り出て殉死したのである。皇子大津は持統天皇の姉大田皇女の子であり、持統天皇にとっては甥にあたる。又義理の子供でもあるがこの様な悲劇に遭遇することとなる。皇子は威儀備わり、言語明朗で天智天皇に愛されており、成長するに及び有能で才学に富み、とくに文筆を愛していたと云われる。この頃の詩賦の興隆は皇子大津に始まったといわれる。二十九日、天皇は詔して、皇子大津は謀叛を企てた。これに欺かれた官吏や舍人は止むを得なかったとして従者で皇子に従った者はみな赦すとした。ただし礪杵道作は伊豆に流されることとなり、又新羅の沙門行心は飛驒国の寺に移されることとなった。十一月十六日に至って、大津の姉大来皇女は伊勢神官斎宮の任を解かれて京に帰されたの

である。持統天皇元年三月には高麗人五十六人が帰化して来たのを常陸国に住ませ、土地食糧を賜わり生活が可能となる様配慮された。これに続いて半島からの帰化する人々が多く、新羅人十四人を下毛野国に、新羅の僧尼と百姓男女二十二人が筑紫大宰が送って来たのに対して武蔵国に住ませる手配をしたことが記録されている。公式の半島からの使節の往来も旧前の如くあるが、このとき多く帰化渡来の人々が多く受け入れられている。持統天皇四年（690）春一月一日正式に持統天皇が皇位についた。その二月帰化した新羅の韓奈末許満ら十二人が武蔵国に住まわされている。この頃から、種々の令制が整備されて来る。「冠位を進める年限は百官と畿内の人で、有位者は六年、無位者は七年とする。考課はその出勤の日数を持って、九等に分けよ。一定年限の間の平均が四等以上であれば、考仕令（官人の考課に関する規定集）によって、その善最、功能、氏姓の大小などではかり冠位を授ける。朝服については、浄大壺以下広貳以上は黒紫、浄大参以下広肆以上は赤紫。正の八級は赤紫、直の八級は緋。勤の八級は深緑、務の八級は浅緑、追の八級は深縹。進の八級は浅縹。別に浄広貳以上は一幅に一箇の大きな紋様の綾羅など種々に用いることを赦。浄大参以下直広肆以上は、一幅に二箇の大きな紋様の綾羅などを用いることを赦。また綺の帯び、白い袴は身分の上下を問わず使用してよいなどと朝服、礼儀の制を定めて、礼については、およそ朝堂で座についているとき、親王を見た場合は従来通り、大臣と王とは堂前に起立。二王以上の人を見た場合は座からおりて跪き控え、大臣を見たときには座を動いて跪くようにと詔されて定められたのである。この天皇となって、先にも述べたが、藤原宮造営が行われたのが持統天皇五年冬十月二十七日新益京に地鎮の祭をされて京の建設が着手された。七年三月には、全国に桑紵梨栗蕪青などの草木を栽培することを勧められ五穀の助けとする様に詔されたり、十一月には近江国益須郡の醴泉を試みに飲ませて健康への留意を指摘し、人々の生活への思いやりを示された。八年十二月に新しく造営なった藤原宮に遷都し、十一年八月の文武天皇への譲位と歴史は流れて行く。続日本紀の記述する世界へと移って来るのである。文武天皇八月庚辰（十七日）の宣命を見るに、「現つ御神として大八嶋国を治める天皇の大命を皆承れ。高天原にはじまり、遠い先祖の天皇の御代御代から中・今にいたるまでに、天皇の御子のお生まれになるまま、つぎつぎに大八嶋国をお治めになる順序として、天つ神の御子のまま、天においでになる神のお授けになるとおりにとり行なって来たこの天つ日嗣の高御座の業であると、現つ御神として大八嶋をお治めなされる倭根子天皇が、朕にお授けになり、お負せになる貴く、高く、広く、厚い大命を受けたまわり、恐れつつしんで、この食国点の下を調べて平らかに統治し、天下の公民を恵み、撫でいつくしもうと、神として思う。」など神として位につくことを

宣言する。この文武天皇の元年即位と同時に、藤原朝臣宮子娘（藤原不比等の娘で、聖武天皇の母）を夫人とし、紀朝臣籠門娘と石川朝臣刀子娘を妃（これは嬪の誤りではないかという説が多いが）としたことが公表された。二年（698）九月丁卯（十日）当耆皇女（天武天皇の娘で、多紀又は託基とも書く）を齋宮として伊勢神官に遣わし、大津皇子に関連して任を解かれた大来皇女の代任者とならせた。三年十二月庚子（二十日）の条に、始めて鑄銭司を置き、直大肆の中臣朝臣意美麻呂をその長官に任じた、とあり、これは持統天皇八年三月の紀の記載にある三月二日直広肆大宅朝臣麻呂、勤大貳台忌寸八嶋、黄書連本実らを鑄銭司に任じられたに関連し、国家として鉱物産出による流通貨の製造を持統天皇の御代からの計画で着々と進行させていたことを示すものである。大宝元年三月戊子の条に、追大肆の凡海宿禰鹿鎌を陸奥に遣わして金を精練させたとあり、国内からの金の産出のあることを示しているが、同月甲午（二十一日）の条を見ると、対馬嶋が金を貢じて来た。これに因んで元号制定を行ない大宝元年としたことを示している。この元号による新令・大宝令が施行されるのであるが、この新律令は、過ぐる文武四年（700）三月甲子の条の、天皇は、皇族、臣下たちに詔して、令の文章を読み習わせ、また律の条文を作成させた、とあるのに加えて、六月甲午（十七日）に、浄大参の刑部親王、直広壺の藤原朝臣不比等、直大貳の粟田朝臣真人（則天武后の代に周に遣唐使として渡り、武后と会った大使）、直広参の下毛野朝臣古麻呂、直広肆の伊岐連博得、直広肆の伊余部連馬養、勤大壺の薩弘格、勤広参の土部宿禰甥、勤大肆の坂合部宿禰唐、努大壺の白猪史骨、追大壺の黄文連備、田辺史百枝、道君首名、狭井宿禰尺麻呂、追大壺の鍛造大角、進大壺の額田部連林、進大貳の田辺史首名・山口伊美伎大麻呂、直広肆の調伊美伎老人らに勅を下して律令を選定させ、地位や功績に応じてさずけものを与えたとその役にあたった官人の名が挙げられている。この大宝令に基づいて、官名と位号の制を改正、服制も定め改めたのであり、天武・持統の時代に定めた浄御原令がここに改められたのである。律令選定の役にあたった官人の階位と使命を列記したのは、如何に変更となったかを示す対象として冗長をあえて行なったので、以下に新しく定めた位階付きの氏名を、金の貢のあった日の条から抜き書きをすると、左大臣の正広貳の多治比真人嶋に正冠の正二位、大納言で正広参の阿倍朝臣御主人に正冠の従二位、中納言で直大壺の石上朝臣麻呂と直広壺の藤原朝臣不比等に正冠の正三位、直大壺の相伴宿禰安麻呂と直広貳の紀朝臣麻呂に正冠の従三位を授けた。またこのときより、中納言の官職を廃止したとある。先の令との服制、特に色の興味からこれを取りあげると、親王の四品以上と諸王、諸臣の一位の者は、みな黒紫色、諸王の二位以下諸臣の三位以上の者はみな赤紫色、直冠の上位四階は深緋色等々と変更となつたので

ある。この様にして八月癸卯（三日）の条では、三品の刑部親王，正三位の藤原朝臣不比等，従四位下の下毛野朝臣古麻呂，従五位下の伊吉連博徳，伊余部連馬養らに命じて律令を選定させていたが，ここに始めて完成した。大略は浄御原の朝廷を拠り所とした。という記事となって大宝律令の制定と実施されたことが見えるのである。この大宝令を周知させるために同月戊申（八日）には明法博士を六道に派遣して講釈させたことも記されている。この年の十二月乙丑（二十七日）首皇子（聖武天皇）が夫人の藤原宮子から出生した。次ぐ大宝二年（702）二月戊戌朔，初めて新律を天下に頒布したとある。七月になり乙亥（十日）には内外の文官・武官に命じて新令を読み習はせ，乙未（三十日）には初めて律を講義させたのである。冬十月戊申（十四日）律令を全国の国々に頒布し，律令のつづがない実施を計った。このときまで，太上天皇として国の政治の中心にあり，国家形態の成立に努力を重ねた持統天皇の健康が思はしくなく，十二月乙巳（十三日）危篤に陥り，甲寅（二十二日）崩御となった。遺詔には「素服・これは飾りのない白無地の喪服のことを着たり，哀号・これは死者を悼んで泣き叫ぶ儀礼することのないようにせよ。内外の文官・武官は任務を平常のとおり行なえ。喪葬の儀礼については儉約にせよ」とあった。この時代の後，大宝三年（703）三月乙未（四日）の条に，先に本考で述べた従五位下の高麗の若光が王の姓を受けたのである。この年十二月癸酉（十七日）太上天皇（持統天皇）の遺骸を飛鳥の岡で，歴代天皇として初めて火葬とした。そして壬午（二十六日）に天武天皇の大内山陵に合葬したとある。翌年五月に宮中の西楼に慶雲があらわれたとして，元号を慶雲と改めた。がこの年，武蔵国は大飢饉であった。慶雲二年（705）には，大宝律令で廃止となっていた中納言職が復活（四月）する。慶雲四年六月辛巳（十五日）文武天皇が崩御する。このときまで，皇太后として持統天皇の太上天皇とともに文武天皇の政治に参画して来た文武天皇の母，阿閉皇女が七月壬子（十七日）に即位し，元明天皇と称した。第五代目の女帝の出現である。即位の宣命を抜き書きすると，「藤原宮で天下を統治された持統天皇は，この天下を治めてゆく業と日並知皇太子（草壁皇子）の嫡子で，今まで天下を治めてこられた文武天皇に授けられ，二人ならんでこの天下を治め，調和させてこられた。これは，近江の大津宮で天下を統治された天智天皇が天や地と共に長く，日や月と共に遠くまで，改はることがあつてはならない掟として立てられ実施された法を受けついで行ったところである。文武天皇の譲位の意志に辞退していたのであるが，今それを受け」という旨のもので，不改常典で位を受けついでゆくという主旨を述べたものである。この年十二月辛卯（二十七日）の詔に，「およそ政治を行なう道は，礼を第一とする。礼がなければ言語が乱れ，言語が乱ればことのおもきが失われる。往年，詔があつて跪き

伏す形の礼を停止した。このごろ聞くところでは、内外の役所の前で、皆厳肅にせず、進退に礼がなくなり、事を述べたり答えたりするのに節度が失なはれているということである。これはとりもなおさず、そこの官司が序列を尊ばず、自ら礼節を忘れていた結果である。今からのちは、嚴重に糾弾し、その悪い習俗を改め、清らかな風に従わせるようにすべきである。」という。

明る年、708年に春正月乙巳（十一日）武蔵国の秩父郡が和銅を献じた。そのときに出された宣命の抜き読みをすると「……このように統治され、慈しまれてきた天つ日嗣の業として、いま自分の治世に当たって在位しているので、天地の心が気づかれ、重大に思われ、もったいなく、恐れ多く思っていたところが、統治しているこの国内の東方にある武蔵国に、自然にできた熟銅が出た、と奏上して献じてきた。この物は、天におられる神と地におられる祇が、ともに政治をめでられ祝福されたことによって、現れ出た宝であるらしいと神として思う。そこで天地の神が現わされた瑞宝によって、御代の年号を改めると申し渡す。そのため、慶雲五年を改めて和銅元年として、和銅を御代の年号に定める。そこで天下に慶賀の詔を伝え聞かせ、位階を昇叙すべき人々の位を上げる」とあり、高官の昇位に混り、無位の金上元に従五位下が授けられている。秩父にあって和銅を発見した新羅からの移住民の一人である。この年の武蔵国の庸と、秩父郡の調・庸ともに免除されたことも述べられている。そして、二月甲戌（十一日）には催鑄錢司を置くことを定め、戊寅（十五日）の詔で平城京造営・遷都の意志を述べている。「朕は祇んで上玄につかえ、天下に君主として臨んでおり、徳が菲薄であるにもかかわらず天皇という尊い位にいる。朕は常に思っているのであるが、宮室とは、それを作る者が苦勞し、そこに住む者が樂をするものである。遷都のことは、必ずしもまだ急がなくてはならないものではないと。ところが王公大臣はみな言う。昔から近ごろに至るまで、太陽や星を観測して宮室の基礎を起し、治世の継続年数を卜い土地の善悪を占いみて帝皇の都を建てている。それによって天子の証である鼎を安定させる基礎は永久に固く窮りのない天子の業もここに在ることになろう。多くの臣下が議することはおさえることが困難で、その詞も情も深く切実である。そうであるとすれば、京師というものは、百官の府であり、四海の民が集まるところであって、ただ自分一人が、どうして独り安樂であってよかろうか。いやしくも利点があるのならば、従うべきではあるまいか。昔、殷の諸王は五回遷都して、国を中興したという聞こえを受け、周の西伯、武王、成王らの諸天子は、三たび都を定めて太平のほまれを致した。安んじて、その久安の住居を遷そうと思う。まさにいま平城の地は、青竜、朱雀、白虎、玄武の四つの動物が河図に相応じ、三つの山が鎮めをなしているところであ

る。亀甲や筮竹による占いも、ともに好い結果であって、都邑を建てるべきである。その造営の資財は、それぞれ事がらに従って奏上せよ。また秋の収穫の終るのを待って、路や橋を造らせよ。人民が父母を慕う子のようにやって来て、自然に造営を助けるという趣旨にたち、人民を苦勞させ擾がせてはならないし、制度を妥当なものとして、あとから人民に負担を加えることがないようにせよ」というものである。五月壬寅（十一日）和同開珎の銀錢を流通使用させたとある。次いで秋七月丙辰（二十六日）に近江国に和同開珎の銅錢を鑄造させ、八月己巳（十日）に銅錢を流通使用させているのである。その年十二月癸巳（五日）平城京の地鎮祭が行なわれた。世の中いつでも裏界道を歩むものが存在する。和銅二年（709）正月壬午（二十五日）の詔に「国家の政治は、人民を区別なく済うことを優先すべきであり、虚偽を排除し、真実に就くものが道理である。さきに銀錢を領布して、前に通用していた銀に代え、また銅錢を一緒に通用させた。所が、このごろ姦な盗人が利益を求め、ひそかに偽の錢を濫に鑄造して、公の錢と紛らわしく混乱させている。今よりのち、私かに銀錢を鑄造したものは、身柄を官に没収して賤民とし、その財産は告発した人に与える」というのがある。それから間もなく、八月乙酉（二日）に至り、銀錢を廃止し、もっぱら銅錢を使用させることとなったとの記事が見られる。和銅三年（710）正月丙寅（十五日）に太宰府が和同開珎の銅錢を献じたとあり、近江以外に於ても鑄造を行っていることを示している。同様に戊寅（二十七日）には播磨国も献じている。三月辛酉（十日）に平城京への遷都が行なわれた。九月乙丑（十八日）には全国の銀錢の通用を禁止した。和銅四年（711）冬十月甲子（二十三日）に蓄錢叙位令が發布された。曰く、そもそも錢を使用するのは、財を通じあい、余ったものや足りないものを交換するためである。しかるに、今の人民はやはり従来の習慣にまどわされ、まだ右の理法を理解することができない。まれに錢で売買するといっても、錢を蓄えるほどの者がない。そこで錢を蓄えた者には、その多少に随い、差等を設けて位を授けよう、というのである。その令の施行は十一月甲戌（四日）から始まり、蓄錢の人らに始めて位を叙したとある。和銅六年（713）五月甲子（二日）畿内七道諸国の郡・郷の名称は、好い漢字で表記せよ。郡内に産出する銀、銅、彩色、植物、鳥、獸、魚、虫等の物は、その一つ一つの種類を記録し、また土地が肥沃か否か、山・川・原・野の名称の由来、また古老が伝承している古い話や変わった事がらなどは史籍に載せて報告せよと所謂風土記の編纂を命じている。癸酉（十一日）の条に各地の調につき記したものがあり鈹物生産と布生産の大略が知れる。即ち、相模、常陸、上野、武蔵、下野の五ヶ国が輸納すべき調は本来、麻布である。しかし今後は纒と麻布の両方を輸納せよ。また、大倭、参河の両国にはそれぞれ雲母を、伊勢国には

水銀を、相模国には石硫黄、白礬石、黄礬石を、近江国には慈石（磁石）を、美濃国には青礬石を、飛驒、若狭両国にはそれぞれ礬石を、信濃国には石硫黄を、上野国には金青を、陸奥国には白石英、雲母、石硫黄を、出雲国には黄礬石を、そして讃岐国には白礬石を輸納させたとある。七年（714）正月甲申（二十五日）の条に相模、常陸、上野、武蔵、下野の五国に命じて、始めて施を調として輸納させることとしたとあって関東各地で絹生産の盛んに行なはれ出したことが示されている。その年二月辛丑（十三日）には始めて出羽国において養蚕を行なわせたと北方への絹生産の発展が見られる所である。六月庚辰（二十五日）皇太子の元服（十四才）が行なはれて次期天皇への準備が予想されたのである。次ぐ年、715年は霊亀元年で、多くの昇位者に混り、二品の氷高内親王が一品へと昇位した。九月庚辰（二日）元明天皇は氷高内親王に譲位し、氷高内親王は元正天皇と称し、第六代目の女帝となった。譲位の詔の抜き書きを示す。「朕は天皇として天下を治め、万民をいつくしみ養ってきたが、上天の寛大なたすけを蒙り、先祖代々の遺したよきことによって国内はおだやかに静まり、天下は安らかであった。しかし恐れいましめる気持ちを早朝から夜おそくまで保って怠らず、うやうやしく慎む心を日増しに固くし、もろもろの政事に心をいため勞することもはや九年、いまやいきいきとした美しさはだんだんと衰え、年若い倦み、静かで安らかな境地を深く追い求め、風や雲のようにとらわれない世界を高く歩みたく思う。ついてはさまざまのかかわりを捨て世俗のわずらわしさを忘れ、草履をぬぎすてるように皇位を投げうちたい。この神器を皇太子に譲りたく思うのであるが、皇太子は年が幼少で、まだ奥深い宮殿を離れることができない。一方政務は多端であって処理せねばならぬことが一日に無数にある。一品の氷高内親王は若いうちからめでたいめぐりあわせにあい、つとに良い評判が世に知られている。心ひろくあわれみ深い性質を天からさずかっており、沈着冷静でしかも年若く美しい。天下はこの内親王のもとにたたずみ、この内親王こそ君主としてたたえるべき人であり、人民の訴訟を決すべき人であることを知るであろう。」かくして、平城京遷都、大宝律令の施行、風土記の編集、更に和銅七年（714）の二月戊戌（十日）条の従六位上の紀朝臣清人と正八位下の三宅臣藤麻呂に詔して国史を撰修させたを日本書紀の完成までの撰修と見ると大事業をなしとげた女帝が退陣したこととなる。霊亀元年（715）九月庚辰（二日）元正天皇が即位したが、その詔に曰く、「国家が大いに栄えるには、人民を富ませることが肝要である。人民を富ませるための根本は、つとめて貨食に専念させることにある。それゆえ、男は農耕につとめ、女は機織りを修み、家では衣食が豊かになり、人民は無欲で恥を知る心が生ずるようになれば、ここに刑罰を必要としなくなる政治がさかんになり、太平の風習をまねくことができるで

あろう。それだからすべてわが官人と人民は、そうなるように努力しないでよからうか。」とあり国民の意識の向上を希んでいる。霊亀二年（716）四月辛卯（十六日）駿河，甲斐，相模，上総，下総，常陸，下野の七国の高句麗人千七百九十九人を武蔵国に遷し，はじめて高麗郡を置いたと先の考で紹介した高麗郡の成立が元正帝の時であった。717年九月天皇は美濃国に行幸し当耆郡の美泉を見た。この年十一月甲辰（八日）高句麗，百濟二国の士卒は本国の戦乱にあって日本に帰化して来た者が多くそれらに租税負担の終身免除を決めたことも先に述べた通りである。十一月癸丑（十七日）詔して「朕は今年九月に美濃国不破の行宮に到着した。逗留すること数日，当耆郡の多度山の美泉をみ，みずから手や顔を洗ったところ，皮膚が清らかになるようであった。また痛い処を洗うとすべて除かれ癒えてしまった。私の身体にとって大きなききめがあった。またやって来てこれを飲んだり浴びたりする者は，あるものは白髪がまた黒くなり，またあるものは禿げた髪があらためて生えてき，あるものは見えない目が見えるようになった。その他の長く治らない病気もすべて治った。中略。朕は平凡で才能がないが，どうして天の賜物にそむけようか。天下に大赦して，霊亀三年改めて養老元年とせよ。」として養老年間が始まった。養老三年（719）十二月乙酉（二日）式部，治部，民部，兵部，刑部，大蔵，宮内，春宮に公印各一個を領下したとあり公印を用いることを公式とした。ついで戊子（五日）始めて婦女の衣服の様式を制定したとある。養老五年（721）五月癸酉（二十一日）尺度の基準とすべき見本を全国に領布し，またこの日，以前から一品の舎人親王が勅命を受けて撰修していた「日本紀」が完成し奏上されたが紀三十巻と系図一卷であったとされる。養老五年（721）元明太上天皇は詔して葬儀は盛大にして人民の生業を破壊し，服喪の規定を重んじて生きているものを損うことは朕の最もやりたくないことである。諡号は簡素に其国其郡の朝廷に宇馭しく天皇とだけ称し，これを後世にまで伝えるようにと云われ，又すべて彩色しない粗末なものを用い，卑しく控えめに喪儀を行うようにと希まれた。十二月己卯（七日）太上天皇は崩じられた。その後喪儀は遺詔により行なわれなかった。養老六年冬十一月甲戌（七日）始めて女医博士を置くことを決めたことが記されている。神亀元年（724）二月甲午元正天皇は位を皇太子に譲った。前年九月に紀朝臣家が献じた白亀を大端として元号を改め，治世も改めることで母太上天皇を失った独身の女帝は政治を止めたのである。